

【国による200万円（中小法人）・100万円（個人事業）支援金制度】  
「持続化給付金」申請サポート会場 開設のお知らせ  
[完全予約制]

経済産業省は、「持続化給付金」に関して、「ご自身で電子申請を行うことが困難な方」のために、5月30日（土）から、「完全予約制」による「申請サポート会場」を開設します。

- 会場にある端末で申請者本人が申請入力を行います。
- その入力をサポートするスタッフが会場に常駐しています。

会場	上越商工会議所 3階大ホール（上越市新光町1-10-20）
開設期間	令和2年5月30日（土）～ 令和2年7月31日（金）
開場時間	午前10時00分～午後6時00分
予約方法  (注) 予約には会場番号が必要となります  会場番号 = [1511]	<p>①Web予約</p> <p>⇒「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。 <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/</a> ※トップページの「申請サポート会場」から予約ページに移動 予約する会場を選択し、必要事項を記入のうえ、「来訪予約」をクリック</p> <p>②電話予約（自動ガイダンス） 0120-835-130</p> <p>⇒「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。 自動ガイダンスで予約方法を案内します。（24時間予約可能）</p> <p>③電話予約（オペレーター対応） 0570-077-866</p> <p>⇒「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、 申請サポート会場の予約を受け付けます。（9時～18時）</p>
事前準備 (当日必要)	<p>①申請補助シート ⇒ 「持続化給付金」事務局ホームページよりダウンロード (※1) ダウンロードできない方は、<u>上越商工会議所</u>にも 用意してありますので取りにお越しください。</p> <p>②必要書類 ⇒ 裏面参照</p>
注意事項	<p>1. 「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から<u>完全予約制</u>のため、事前予約無しにご来場いただいてもサポートが受けられません。</p> <p>2. ご来場の際は<u>下記ご協力</u>をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・原則として申請者お一人でご来場ください。</li><li>・当日は必ず検温のうえご来場ください。 (37.5度以上の方は入場をお断りさせていただきます)</li><li>・必ずマスクを着用のうえご来場ください。</li><li>・入場時は設置のアルコール消毒薬で手指先の消毒をお願いします。</li></ul>

(※1) 上越商工会議所（上越市新光町1-10-20 / TEL 025-525-1185）

－ 本件について不明な点は会議所へお気軽にお問合せください －

（裏面へ⇒）

## [中小法人等の必要書類]

No	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
1	確定申告書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書別表一 の控え (1枚)</li> <li>・法人事業概況説明書 の控え (2枚)</li> </ul> <p>※少なくとも、確定申告書別表一の控えには<u>收受日付印</u>が押されていること。            ※e-Taxを通じて申告を行っている場合、<u>受信通知</u>が必要です。</p>
2	2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象月の売上台帳等</li> </ul> <p>■ 売上台帳として確認できる書類について</p> <p>※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。            ※対象となる【売上月】を記載してください。            ※対象となる売上月の【売上額】の【合計】を記載してください。            ※売上額が0円の場合は【対象となる売上月】の売上額が【0円】であることを明確に記載してください。</p>
3	通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行名・支店番号・支店名・口座種別</li> <li>・口座番号・口座名義人が確認できるもの</li> </ul>

## [個人事業者等の必要書類]

No	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
1	確定申告書類 (青色申告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書第一表 の控え (1枚)</li> <li>・所得税青色申告決算書 の控え (2枚)</li> </ul> <p>※<u>收受日付印</u>が押されていること。 (e-Taxの場合は<u>受信通知</u>が必要です)</p>
	確定申告書類 (白色申告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書第一表 の控え (1枚)</li> </ul> <p>※<u>收受日付印</u>が押されていること。 (e-Taxの場合は<u>受信通知</u>が必要です)</p>
2	2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等	※上記「中小法人等」と同様です。
3	通帳の写し	※上記「中小法人等」と同様です。
4	本人確認書の写し (右記のいずれか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①運転免許証 (両面) (返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能)</li> <li>②個人番号カード (オモテ面のみ)</li> <li>③写真付きの住民基本台帳カード (オモテ面のみ)</li> <li>④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 (在留の資格が特別永住者のものに限り) (両面)</li> </ul> <p>※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤住民票の写し及びパスポート (顔写真の掲載されているページ) の両方</li> <li>⑥住民票の写し及び各種健康保険証の両方</li> </ul>

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業を余儀なくされるなど  
事業継続にお困りの中堅・中小企業、小規模事業者  
フリーランスを含む個人事業者の皆様へ

【中小法人・個人事業者のための】

# 持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比 **50%**以上減少している事業者の方は、  
事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。  
(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。令和3年1月15日まで申請が可能です。)

## 給付内容

中堅・中小企業、小規模事業者

上限 **200万円**

フリーランスを含む個人事業者

上限 **100万円**

給付額：前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12か月)

## 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、迅速かつ安全に給付を行うため、  
**電子(オンライン)申請で受け付けます。**  
パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。

パソコンでの申請は

スマホでの申請は

持続化給付金 検索



「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

## 持続化給付金コールセンター

☎ **0120-115-570** IP電話番号 **03-6831-0613**

お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページやFAX、LINEもご活用ください。

【受付時間】 **8:30~19:00**  
(5、6月中は全日対応)

FAXでも情報が取り出せます。



LINEでもお問い合わせを受け付けています。  
LINE ID : @kyufukin\_line



※コールセンターでは、不正受給の  
内部通報にも対応しています。

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために  
**「申請サポート会場」を順次開設しています。**

ご利用に際しての注意点や、開催場所などの詳細につきましては順次、ホームページへ掲載してまいります。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、事前予約が必要となります。ご来場の際は、必要事項を書いた紙と、必要書類のコピー(できれば現物も)をご持参の上、お越しください。事前予約の方法等、詳細はホームページをご確認ください。

# 持 続 化 給 付 金 の 申 請 手 続 き 方 法

## 「申請」の前に準備!

### 1 まず、必要書類を揃えてください。

法人

- 確定申告書別表<sup>\*</sup>の控え(1枚)及び  
法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚  
(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)  
\*少なくとも確定申告書別表一の控えには受取印  
(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。



- 売上台帳や帳簿等、対象月の  
月間事業収入がわかるもの  
(2020年〇月と明確な記載があるもの)



- 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)  
\*通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方  
\*電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー



#### 青色申告の場合

- 2019年分の確定申告書第一表<sup>\*</sup>の控え(1枚)と  
所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚  
(2019年分の確定申告書第一表の控え1枚のみも可。  
ただし白色申告の場合と同様に2019年の月平均の事業  
収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。)



#### 白色申告の場合

- 2019年分の確定申告書第一表<sup>\*</sup>の控え(1枚)計1枚

\*少なくとも確定申告書第一表の控えには受取印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。

個人

- 売上台帳や帳簿等、対象月の  
月間事業収入がわかるもの  
(2020年〇月と明確な記載があるもの)



- 申請者本人名義の口座通帳の写し  
\*通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方  
\*電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー



- 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書<sup>\*</sup>)

\*運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民  
基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、  
外国人登録証明書など。

上記を保有していない場合は「住民票の写し及び  
パスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」  
の組合せで代替することができる。



詳しくはホームページでご確認ください。

### 2 次に、必要書類をデータ化してください。

#### パソコンの場合は

必要書類をスキャンして  
パソコンに取り込んでください。



\*形式は「PDF」「JPG」「PNG」の  
いずれかをお願いします。

#### スマホの場合は

必要書類を撮影して  
写真をスマホに保存してください。



## 「申請」の操作はカンタン!

### 1 「持続化給付金」 ホームページにアクセス。

持続化給付金 検索 スマートフォンでも  
ご利用可能です。

### 2 メールアドレスを入力し、 仮登録してください。

申請ボタンをクリック

メールアドレスを入力

仮登録が完了

### 3 確認メールから、本登録へ。

メールに記載のURLをクリック

ログインID・パスワードを登録

本登録が完了

### 4 マイページに各種情報を 入力してください。

法人または個人の 基本情報

売上額 \*入力すると申請金額を自動計算

口座情報 通帳の写しをアップロード

### 5 必要書類を添付してください。

確定申告書類の控え

売上減少となった月の売上台帳等の写し

個人の場合は本人確認書類の写し

これで申請手続きが完了です。

持続化給付金事務局にて、申請内容を確認  
\*申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で  
連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送  
ご登録の口座に入金されます。

### 申請する際のご注意

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合は返納を求められることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には事業者名等を公表します。さらに特に悪質なものについては刑事告発等を行う可能性があることでもありますのでご注意ください。

**「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください。**

変だぞ!  
相談したいと思ったら

持続化給付金コールセンター  
**0120-115-570**まで

もしかして詐欺?  
不安になったら

最寄りの警察署か  
**#9110** (警察相談  
専用電話)まで